

大雨にご注意を

突然の大雨に備え、日ごろの対策をお願いします。

緊急時に利用できる「土のう」を配布しています

明治通りの東側にお住まいの方は東部工事事務所(市谷仲之町2-42) ☎(5361)2454、西側にお住まいの方は西部工事事務所(下落合1-9-8) ☎(3364)2422へご連絡の上、取りにおいでください。原則として、お届けはしていません。配布した「土のう」は、受け取った方が処分してください。

河川の警報サイレンにご注意を

区内24か所に警報サイレンを設置しています。河川の水位が警戒水位に達すると、サイレンが鳴ります。

【問合せ】道路課計画係(本庁舎7階) ☎(5273)3525・FAX(3209)5595へ。

防災気象情報メールの登録を

気象警報等が発表された場合に、情報をメール配信しています。携帯電話から防災気象情報メールのホームページ(<http://www.bousai-mail.jp/snjk/>)をご覧ください。

【問合せ】危機管理課事業推進係(本庁舎4階) ☎(5273)3874・FAX(3209)4069へ。



二次元コード

雨水ますの清掃にご協力を

雨水ますのふたにごみや落ち葉が詰まり、雨水が流れにくくなる場合があります。降雨前には職員が巡回していますが、雨水ます付近の清掃にご協力ください。

がけや地下室・半地下室のある建築物の確認を

集中豪雨などで、例年大きな被害が発生しています。日ごろから点検・対策し、いざというときに備えましょう。

区では一定の基準を満たす擁壁等を改修・新設する工事費を、個人・中小企業に助成しています。擁壁等の所有者にアドバイスをする専門家(コンサルタント)も派遣しています。詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】建築指導課(本庁舎8階) ☎(5273)3745・FAX(3209)9227へ。

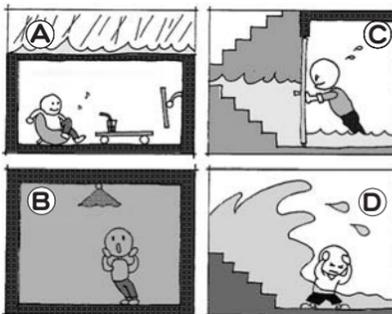
ご自宅の周囲のがけ・擁壁の点検を

- ① 擁壁や擁壁の上部から水がしみ出していないか
- ② 樹木の根やツタなどが擁壁に悪い影響を与えていませんか
- ③ 擁壁に膨らみが見られませんか
- ④ 擁壁の亀裂や、ブロック等の目地に沿った亀裂が見られませんか
- ⑤ 水抜き穴(排水パイプ)はありますか
- ⑥ 地盤が沈下していませんか



集中豪雨のとき

地下室・半地下室は危険です



- Ⓐ 地下室では外の様子が分かりません
- Ⓑ 浸水すると電気が消えます
- Ⓒ 水圧でドアは開きません
- Ⓓ 地上が冠水すると一気に水が流れ込んできます

休日納税相談

特別区民税・都民税を滞納している方は相談を滞納している方には、督促状や催告書をお送りしています。必ず指定期限までに納めてください。期限を過ぎて納付も連絡もない場合は、差し押さえなどの滞納処分を行うこととなります。一括納付が困難な方は、この機会に相談においでください。同時に納付も受け付けます。区役所の開庁日や休日の相談においでになれない方は、催告書等に記載の電話番号に、必ずご連絡ください。

【日時】6月30日(日)午前9時～午後4時30分

【会場・問合せ】税務課納税係(本庁舎6階) ☎(5273)4508・4509・4538へ。

※当日は区役所本庁舎夜間通用口(建物裏側地下1階)をご利用ください。車いすをご使用の方は、事前にご連絡ください。

※新宿区納税催告センターから、電話で納付確認のご案内をしています。

7月・8月は「社会を明るくする運動」強調期間

● 防ごう犯罪と非行 助けよう立ち直り

● 思いやりの心で育つ 地域の輪

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と罪を犯した人の立ち直りについて理解を深め、地域や関係団体、行政が力を合わせて、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

新宿通り広報パレード

【日時】6月30日(日)午前11時から(雨天中止)
【コース】新宿三丁目交差点～JR新宿駅東口
【参加団体等】交通少年団、消



昨年度のパレードから

防少年団、市谷小学校金管バンド、天神小学校鼓笛隊、警視庁騎馬隊、地区青少年育成委員会、保護司会等関係団体、新宿未来大使「鉄腕アトム」ほか
【問合せ】子ども家庭課活動支援係(本庁舎2階) ☎(5273)4261へ。

リサイクル講座

- ① 古いYシャツからエプロン
- 【日時】7月7日(日)午後1時～4時
- 【持ち物】不要なYシャツ、配色のよい布ほか
- ② 大判のスカートからポンチョ風肩掛け
- 【日時】7月17日(水)午前10時～12時
- ※リサイクル最新事情(廃プラスチックとごみの分別・ごみの有料化)の話もあります。
- 【持ち物】スカート(100cm×105cm程度)1～2枚、布に合う糸ほか
- ……………(以下共通)……………
- 【対象】区内在住・在勤の方、各

30名

【費用】100円(材料費を含む)
【共催】新宿環境リサイクル活動の会
【会場・申込み】往復はがきに記載例(3面参照)のとおり記入し、①は6月25日・②は7月1日(必着)までに西早稲田リサイクル活動センター(〒169-0051 西早稲田3-19-15) ☎(5272)5374(月曜日 休館)へ。応募者多数の場合は抽選。
【日時】7月3日(水)午後2時～4時
【会場】四谷地域センター(内藤町87)

方、20名

【内容】相続と遺言(亀井時子・日本司法支援センター東京地方事務所(法テラス東京)副所長)
【申込み】6月25日(火)までに電話または直接、四谷図書館(内藤町87) ☎(3341)0095へ。先着順。
【日時】7月13日(土)午後2時～4時
【会場】戸山生涯学習館(戸山2-11-101)
【内容】最新のカビ対策などを解説
【申込み】事前に電話または直接、戸山図書館(戸山2-11-101) ☎(3207)1191へ。先着40名。

安全・安心みちづくり

細街路の拡幅にご協力を

区内には、幅が4m未満の細街路(建築基準法第42条第2項道路)が多く残っています。細街路の拡幅は、災害時の避難路や緊急自動車の進入路の確保など、まちの安全性を高めるとともに、日照等の確保など生活環境の向上にもつながります。

区では、安全で快適な「災害に強いまちづくり」を推進するため、細街路に面した土地の所有者への個別訪問のほか、建物の建て替え時に道路の幅を4mに拡幅する整備を進めています。

● 個別訪問を行っています
幅が4m未満の区道に接する敷地で、塀などは後退しているのに、道路の拡幅整備をしていない土地の所有者を区職員が訪問し、ご協力をお願いいたします。
ご協力いただける場合、道路の拡幅整備と維持管理
● 建築確認申請の前に事前協議が必要です
幅が4m未満の区道に接している建物の建て替え時には、「新宿区細街路拡幅整備条例」に基づき、区との事前協議が必要です。建築主は、建築確認申請の30日前までに、事前協議書を建築調整課へ提出してください。事前協議の合意後、後退した部分は、原則として区が拡幅整備します。